

長沼町立長沼小学校いじめ防止基本方針

長沼小学校では、いじめに備え、表題の学校いじめ防止基本方針を定めています。以下の内容でいじめに対し、対応しております。何かお気づきの点がございましたら、学校までお問い合わせください。

この方針は、いじめ防止対策推進法第十三条、いじめの防止等のための基本的な方針、北海道いじめ防止基本方針により、長沼中央小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめに対する本校の基本姿勢

いじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」です。

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識に立ち、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組みます。さらに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせ、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組んでいきます。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気をつくります。

- ①いじめゼロを目指した児童会活動を推進します。
- ②他人を思いやる心や人権意識を育む道德教育の充実を図ります。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

- ①学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりと一人ひとりが活躍できる教育活動を進めます。
- ②自尊感情と共感力を育み、人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動を推進します。
- ③人とつながる喜びを味わう体験活動の充実と学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道德性育成に資する体験活動を推進します。

(3) 特に配慮が必要な児童についての支援

特に配慮が必要な児童について、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行います。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 見えにくいいじめの特徴を認識し、早期解決を行います。

(無視、メール、ふざけあい、ネット上のいじめ等)

(2) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。

- ①児童の小さな変化を見逃さないよう日常的な観察を丁寧に行います。
- ②教師が気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守ります。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、問題の早期解決を図ります。
- ④「いじめに関するアンケート」や「教育相談」を行い、いじめゼロの学校づくりを目指します。
- ⑤児童同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する自主的な活動を推進します。

(3) 適切な事案対処のため、全職員が一致団結して問題の解決にあたります。

- ①いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をします。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学校全体で組織的に対応します。
- ②いじめの「解消」の判断基準を明確にします。

ア いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安）

イ 被害児童が心の苦痛を感じていないこと

(4) 家庭や地域、関係機関（子供相談支援センターなど）と連携した取組をします。

(5) ネット上のいじめへの対応

①「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童の心に深刻な影響を与えるという認識が深められるよう促します。

②家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談するよう促します。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生活指導委員会」

校内生活上の課題について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行います。

②いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、必要に応じて、管理職、生徒指導、養護教諭、当該学級担任、有識者等によるいじめ防止対策委員会を設置します。

(2) 教育委員会や関係機関との連携

①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家とも連携して適切な解決に努めます。

②重大な生徒指導上の問題が発生した場合は、「長沼町いじめの防止等に関する条例」に従い「長沼町いじめ調査委員会」に報告を行うと共に「長沼町いじめ防止専門委員会」「長沼町いじめ問題対策連絡協議会」の指示を仰ぎ、調査をもとにした審議を行い、適切な対応・解決を図ります。

③いじめの内容が「暴行」、「恐喝」、「強要」等の刑罰法規に抵触する犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体、又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿ってすみやかに対処します。

5 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は、教育的配慮に留意し、加害者への成長支援の観点を持たせるようにして、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

6 学校評価

(1) いじめ防止への取組等について、チェックリストや職員評価、保護者アンケートを行い、学校評議委員等の意見を踏まえて、分析・考察した結果を学校評価として公表します。

(2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を職員評価や学校評価に位置づけ、取組の改善を図ります。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態が発生した場合には、道のいじめ防止基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努めます。

(2) いじめられて重大事態に至ったという児童や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、児童、保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら報告・調査にあたります。